

東京都北区美化ボランティア制度実施要綱

17 北 環 環 第 2 1 7 号

平成 17 年 9 月 22 日区長決裁

（目 的）

第1条 この要綱は、道路、公園等の公共施設において、区民が自主的かつ継続的に地域美化活動（以下「美化ボランティア活動」という。）を行うことにより、環境意識の高揚を図り、快適な施設環境及びやすらぎのある暮らしやすい地域を創出することを目的とする。

（対象団体）

第2条 この要綱で美化ボランティア活動の対象とする団体は、区内在住、在学、在勤の者で構成する団体（町会・自治会、学校、商店街、企業、複数の個人等）とする。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

（対象施設）

第3条 この要綱の活動対象となる施設とは、次のものをいう。

- (1) 区が管理する道路、公園、河川敷等
- (2) その他区長が特に適当と認めた施設

（美化活動）

第4条 対象団体は、この要綱に基づき次の美化活動を行うものとする。

- (1) タバコの吸い殻、空き缶等の散乱ゴミの清掃
- (2) 花壇、プランター、植え込み等の維持管理
- (3) その他施設の美化に必要な活動

（協定の申請）

第5条 美化ボランティア活動に参加しようとする団体は、施設の管理者と協議のうえ、自ら道路、公園、河川敷等の活動区域を定め、東京都北区美化ボランティア活動申請書（第1号様式）を作成し、区長に提出するものとする。

2 区長は前項の申請内容が適当であると認めたときは、当該申請を行った団体の代表者と美化ボランティア活動に関する協定を締結するものとする。

3 前項の協定に関する手続き書類の提出先は、第1項の活動区域となる対象施設の管理者とする。

4 第2項の規定による協定を締結したときは、前項の対象施設の管理者は当該協定書の写しを環境課長に送付するものとする。

（代表者の変更）

第 6 条 前条第 2 項により協定を締結した団体(以下「協定団体」という。)の代表者に変更があったときは、東京都北区美化ボランティア活動代表者変更届（第 2 号様式）を区長に提出するものとする。

（協定の辞退）

第 7 条 協定団体が美化ボランティア活動を辞退する場合は、東京都北区美化ボランティア活動辞退届（第 3 号様式）を区長に提出するものとする。

（協定の期間）

第 8 条 第 5 条第 2 項により締結する協定の期間は協定締結日後の 3 回目の 3 月 3 1 日までとする。ただし、協定締結の当事者間に異議のないときは、さらに協定締結日後の 3 回目の 3 月 3 1 日まで協定の期間を延長することができるものとし、以後同様とする。

（活動の報告）

第 9 条 協定団体は毎年 3 月末日までに、対象施設において実施した活動内容を東京都北区美化ボランティア活動報告書（第 4 号様式）により区長に報告しなければならない。

（無償による活動）

第 10 条 協定団体は、自らの責任において第 4 条の美化ボランティア活動が無償で行うものとする。

（活動禁止行為）

第 11 条 協定団体は、対象施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利活動その他、この要綱の目的に反する行為
- (2) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為

（協定の解除）

第 12 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条第 2 項により締結した協定を解除することができる。

- (1) 協定団体が第 5 条第 2 項により締結した協定に違反したとき。
- (2) 第 7 条の規定により美化ボランティア活動を辞退する届出があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が施設の管理上解除の必要があると認めるとき。

(区 の 支 援)

第 1 3 条 区長は、この要綱に定める美化ボランティア活動に対し、次の事項について必要な支援を行うことができる。

- (1) 清掃活動に必要な物品（軍手、ほうき、ちりとり、ゴミ袋等）の提供
- (2) 花壇、プランター等に植栽する花苗、園芸用品等の提供
- (3) 活動内容を周知する標示板（第 5 号様式）の設置
- (4) 活動を周知する腕章等の貸与
- (5) 傷害保険等の加入費用の負担
- (6) 対象施設の美化ボランティア活動についての指導又は助言
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が対象施設の美化ボランティア活動に対して支援することが適当と認める事項

(表 彰)

第 1 4 条 区長は、活動が特に優れていると認められる協定団体を表彰することができる。

(委 任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、美化ボランティア活動に関し必要な事項は生活環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

東京都北区美化ボランティア活動標示板

(対象施設)

(実施団体名)

花＊みど
り 戦 略
マ ー ク

花＊みどり 東京都北区